

# 「共済（保険）金が使える」

という**住宅修理トラブル**にご注意を



雪害

火災共済（保険）が使えると行って勧誘する住宅修理業者とのあいだでトラブルが増加しています。



風害

老朽化したところも台風で壊れたことにして請求できますよ。



契約書ができましたので、早速工事にかかりましょう。



共済（保険）金を使えば自己負担なしで無料で修理ができますよ。



経年劣化による破損（損害）は、共済金（保険金）の対象とはなりません。

契約時やキャンセル時に高額な手数料やキャンセル料を請求してくるケースもあります。

虚偽による請求は、契約者が詐欺に関与したとみなされる可能性もあります。



## 【事例】

■ 共済金請求金額	200 万円（業者見積額）
■ 鑑定人による査定金額	20 万円
■ 支払共済金	20 万円

- ・ 見積金額の内、180 万円については、経年劣化による損害で風害による被害と認定されなかった。
- ・ 契約書を交わしていた場合、180万円の自己負担となるケースもあります。